



LINDA LIU GROUP

中国における先使用権の確保 とその方法について

林達劉グループ

北京林達劉知識産権代理事務所

北京魏啓学法律事務所

www.lindaliugroup.com

linda@lindapatent.com

2011年1月



目次

I 中国の先使用权制度について

- 1、先使用权制度の概要
- 2、先使用权の構成要件
- 3、先使用权を確保するための必要な証拠

II 先使用权証拠に関する確保方法

- 1、中国公証制度
- 2、タイムスタンプ



1 先使用権制度の概要

1.1 先使用権に関する法律規定

➤ 中華人民共和国専利法第69条

次の各号の一つに該当する場合は、専利権の侵害とみなさない。

(2) 専利出願日以前にすでに同一製品を製造し、同一方法を使用し、又はすでに製造、使用のために必要な準備をしており、かつ従来¹の範囲内でのみ製造、使用を継続する場合。

➤ 最高裁判所による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈 法釈[2009]21号 第15条

- ◆ 善意の取得——不法に獲得した技術若しくは設計をもって、先使用権を主張できない。
- ◆ 必要な準備——必要な技術的図面、工程書類の完成；必要な設備、原材料の製造又は購入
- ◆ 従来¹の範囲——出願日以前にあった生産能力、および既存の生産設備を利用し、若しくは既存の生産準備状況により達成できるような生産規模が含まれる。
- ◆ 譲渡不可——従来¹の企業とともに譲渡若しくは継承される場合を除き、譲渡または実施許諾は不可



1 先使用権制度の概要

1.2 先使用権の概念・趣旨・性質

- 概念 —— 特許出願日前に、同一の製品を製造し、又は同一の方法を使用し、又はすでに製造・使用するための必要な準備を行った場合、当該発明に特許権が授権された後、先使用権者は、従来の範囲内で製造・使用を継続することができる権利
- 性質 —— 独立な民事権利ではなく、単なる**抗弁権**
- 趣旨 —— 先願主義のため、先使用権者、専利権者の利益と社会
公衆利益のバランスを図る



1 先使用権制度の概要

1.3.1 先使用権の抗弁と公知技術の抗弁

	公知技術抗弁	先使用権抗弁
知得経路	公知ルート	合法的な方式
主張者	特定しない	先使用者のみ
行為要件	ない	専利出願日前に既に同一製品を製造し、又は同一方法を使用しており、又は製造・使用のための「必要の準備」が整えたこと
係争技術	出願日前の公知技術	専利技術
抗弁が認められた後の使用範囲	無制限	従来 of 範囲において継続して使用、あるいは製造



1 先使用権制度の概要

1.3.2先使用権の抗弁と無効審判

	先使用権抗弁	無効審判
判断機関	裁判所	専利審判委員会
主張者または請求者	先使用者のみ	特定しない
成立要件	専利出願日前に既に同一製品を製造し、又は同一方法を使用しており、又は製造・使用のための「必要準備」が整えたこと	専利には、無効の理由が存在する。
認められた後の結果	特許侵害とならない	専利が無効にされる



2、先使用権の構成要件

2.1 時間の要件

➤ 出願日前

- ・ 中国国家知識産権局への専利出願日
- ・ 「専利法実施細則」第11条——優先日が含まれる

➤ 先使用行為の継続性

- ・ 先使用行為が出願日前までに中断してはいけない
- ・ 中断したが、出願日前に回復すれば、先使用権を有する
- ・ 合理的な業務中断、又は不可抗力による場合、先使用権を有する可能性がある



2、先使用権の構成要件

2.2 行為の要件

専利出願日以前にすでに同一製品を製造し、同一方法を使用し、又はすでに製造、使用のために必要な準備をしており、かつ従来の範囲内でのみ製造、使用を継続する場合。

- 同一
- 行為の方式：製造・使用
- 必要な準備



2、先使用权の構成要件

2.2.1 「同一」の判断について

- 先に製造(使用)した製品(方法) = 特許製品(方法)
 - ◆ 同一 OK
 - ◆ 均等または類似 × ?

- 被疑侵害製品(方法) = 先に製造(使用)した製品(方法)
 - ◆ 先に製造した製品 + A = 被疑侵害製品 ?
 - ◆ 先に製造した製品 - B = 被疑侵害製品 ?



2、先使用権の構成要件

2.2.2 行為の方式について

➤ 出願日前、先使用権が生じる先使用行為の方式

- ・ 同一製品の製造行為、又は同一方法の使用行為 OK
- ・ 製造・使用の場所: 中国 OK 海外 ×
- ・ 製品の輸入、販売の申出、販売、使用行為 ×

◆ 先使用権が認められた場合、先使用権者が実施できる行為

- ・ 製造・使用 OK
- ・ 関係製品の販売、販売の申出、使用 OK
- ・ 輸入 ×



2、先使用权の構成要件

2.2.3 「必要な準備」について

- 元の観点： 試用必要
- 司法解釈第15条2項： **Or** の条件
 - ・ 必要の主な技術的若しくは工程書類が完成されている
 - ・ 必要の主な設備、原材料の製造又は購入が実施されている
- ◆ 疑問点： 技術書類だけ OK 簡単過ぎではないか
- ◆ 実務中の予測： Case by Case



2、先使用権の構成要件

2.3 主観の要件

司法解釈第15条1項

不法獲得した技術若しくは設計をもって、先使用権を主張し抗弁する場合、裁判所はこれを支持しない。

- 先使用権者が独立で研究・開発した
- 他人から合法的に獲得したもの
 - ・ 第三者から OK
 - ・ 専利権者から ?



2、先使用権の構成要件

2.4 「従来の範囲」について

2.4.1 実施主体の限定

司法解釈第15条4項

専利出願日以降に、先使用権者が既に実施している若しくは実施の必要準備を済ませている技術又は設計を譲渡する、又は実施を許諾する(ライセンス)場合において、当該実施行為が元の範囲内での継続実施であるという権利侵害で訴えられた者の主張を、裁判所は支持しない。但し、当該技術又は設計が従来の企業とともに譲渡若しくは継承される場合は除外される。

- 先使用者のみ: 親会社、子会社、グループ内の他の企業 ×
- 譲渡不可、許諾不可
- 例外: 当該技術又は設計が従来の企業とともに譲渡若しくは継承される



2、先使用権の構成要件

2.4.2 使用範囲の限定

司法解釈第15条3項

専利法第69条(2)号に定めた従来範囲は、専利出願日以前にあった生産規模、および既存の生産設備を利用し、若しくは既存の生産準備状況により達成できるような生産規模が含まれる。

- 実際の産量ではなく、達成可能の生産能力
- 出願日以後に設備増加、工場の増設、生産規模拡大等 ×



3 先使用权の確保の必要な証拠

3.1 時間要件に関する証拠

- 独立存在せず、全ての証拠の時間性を注意すべき
 - ・ 関係証拠書類、図面において、完成日付を明記する
 - ・ 写真、ビデオなど、撮影日付を標記させる
 - ・ 領収書、契約などにおいて、締結、発行日付を明記する

- 難点：証拠の形成日付の真実性の証明
 - ・ 公的機関、第三者による書類より佐証する
 - ・ タイムリー公証、タイムスタンプなどを利用する

弊所が扱った実例：5件



3 先使用权の確保の必要な証拠

3.2 主観要件に関する証拠

- 先使用权者が独立して研究・開発したものである場合
 - 開発企画書、開発進展報告、技術資料、設計図面の案
 - 作成者、企業の名称を明記する

- 他人から合法的に獲得したものである場合
 - 譲渡、実施許諾に関する契約書、対価支払いの領収書
 - 譲渡された技術資料原本、説明

- ◆ 注意点
 - 取得の合法的なルートを十分に証明できるように
 - 取得した技術と被疑侵害技術と同一であることを証明できるように



判例1： 江蘇天禾賽諾制藥有限公司と雲南省藥物研究所との發明專利權侵害紛争事件

- ◆ 裁判所：一審 昆明市中等裁判所
二審 雲南省高等裁判所
- ◆ 事件番号：一審 (2009)昆知民初字第90号
二審 (2010)雲高民三終字第10号
- ◆ 二審結審日：2010年4月21日
- ◆ 判決結果
先使用權の要件を満たされない



判例1： 江蘇天禾賽諾制藥有限公司と雲南省藥物研究所との発明専利権侵害紛争事件

◆ 被告が提出した先使用抗弁に関する証拠

- ① 被疑侵害薬品の登録、製造に関する行政批准書類、薬品証書
- ② 「国家中成薬標準集」

◆ 裁判所の判断

- 被疑侵害薬品は自ら研究開発による得たものであることを証明できる証拠を提出しなかった。
- 「国家中成薬標準集」という本から被疑侵害薬品の標準を入手することを説明したが、当該本で出版単位、出版発行番号などの標識がないので、正式に出版された本ではない。
- 当該本を合法的に入手したということも証明できなかったため、被疑侵害薬品の合法出所である証拠にならない。



3 先使用权の確保の必要な証拠

3.3 行為要件に関する証拠

- 同一性: 技術内容を十分に証明できる
 - 行為の方式: 製造・使用 —— 販売
 - 必要な準備: 技術資料、原材料、設備 —— 試用
-
- ◆ 技術関連
 - ◆ 事業関連
 - ◆ 原材料・設備関連



3 先使用権の確保の必要な証拠

3.3.1 技術関連資料

- 先使用技術が実施される製品の製造に必要な製品設計図、製品施工図、鍵となる部品部材の加工図などの完全な生産技術資料と技術的図面
- 技術鑑定報告書、技術成果報告書、技術実現可能性報告、技術の実験、試作に係る報告書など
- 製品仕様書、説明書、技術内容を纏めた技術資料
- 他に技術内容を証明できる設計図、技術内容への研究又は実験内容を表明できる書類



3 先使用权の確保の必要な証拠

3.3.2 事業関連資料

- 行政機関による経営許可、製品製造批准証書
- 販売などの取引契約書、下請契約書
- 事業計画書、事業提案書、事業開始決定書
- 領収書、取引明細、財務書類
- カタログ、宣伝資料など



3 先使用权の確保の必要な証拠

3.3.3 原材料・設備関連資料

- 工場の建物、作業場所、製造ラインに関する証拠資料
- 各種類の汎用設備と専用設備及び専用工具、金型などの購入或は製造に係る証拠
- 該製品を製造する際に専用設備を必要としない場合には、汎用設備が製品のサンプルを既に作り出した証拠
- 製品を製造するために購入した必須の原材料、特にその製品を製造するための不可欠な原材料の購入又は製造に係る証拠



判例2: 杭州西湖竹製型模板連合經營会社が 徳清県莫干山竹製ベニヤ板工場を訴えた専利 権侵害紛争事件

- ◆ 裁判所: 一審 杭州市中等裁判所
二審 浙江省高等裁判所
- ◆ 事件番号: 不明
- ◆ 判決結果: 先使用権抗弁成立



判例2

◆ 被告が提出した先使用権抗弁に関する証拠

- ①浙江省科学委員会(公的機関)による「1987年～1988年浙江省『星火計画』項目に関する通知」(被告は、被告による先使用技術が1987年に浙江省『星火計画』項目に入られたと主張した。)
- ②中国模板プロセス協会(公的機関)による専利技術の施工・運用科技成果鑑定証書、及び当該成果鑑定の根拠である実験報告などの技術書類
- ③先使用技術の実施に必要とされる専用設備の購入に関する領収書
- ④徳清県林業局による専用設備に対する説明
- ⑤上海及び江蘇の三つの施工会社が被告の製品を使用した証拠、当該3会社が1991年に被告の製品を購入した際の領収書及びサンプル
- ⑥徳清県計画経済委員会(公的機関)による先使用技術の項目に対する批准書類、実施可能性報告
- ⑦鑑定委員会成員の証人証言



判例2

◆ 裁判所の判断

- 被告の提出した証拠では、政府科技部門、業界主管部門、技術鑑定部門、施工使用会社及び鑑定委員会からの証拠がある。当該証拠は、完全な証拠チェーン(Chain)を形成した。
- 1990年1月に形成された実現可能性報告において、被告が既に1989年に被疑技術の試用を完成した記載があるため、被告の先使用抗弁は成立できる。
- 一審裁判所は上海などに赴き、施工会社が出願日前に、被疑侵害製品を使用した状況について確認した。
- 二審裁判所は主管機関に赴き、関連技術資料の保存書類に、被疑侵害品の技術特徴を記載する技術資料の有無を確認した。



3 先使用权の確保の必要な証拠

3.4 従来範囲に関する証拠

- 生産工場の規模、従業員の規模に係る証拠、例えば、工場の宣伝資料、従業員名簿など。
- 先使用技術の製造に必要とされる設備の保有状況に係る証拠、例えば、設備リスト、設備の写真、設備の購入領収書、設備購入記録など。
- 先使用技術に係る製品の製造、販売記録。例えば、製品の製造に関する下請契約、販売契約、販売取引明細書など。
- 生産能力に関する鑑定・説明。例えば、出願日前に保有した技術、設備原材料、従業員などの要素から、毎月、毎年達成できる生産能力などに係る鑑定報告。



判例3 王孝忠、南寧市知新社が南寧市中高社を訴えた実用新案権侵害事件

- ◆ 裁判所：一審 南寧市中等裁判所
二審 広西壮族自治区高等裁判所
- ◆ 事件番号：一審 (2002)南市民初字第142号
二審 (2002)桂民三終字第3号
- ◆ 判決結果：
被告の先使用技術の実施は「従来の範囲」内の実施である。



判例3

◆ 被告が提出した「従来範囲」に係る証拠

1. 被告の工場及び製品の写真
2. 被疑侵害品の製造に必要な設備のリスト及び写真
3. 被告の社員の名簿
4. 被告に採用されたエンジニアの資格証
5. 「用地申請協議書」、被告の生産用地が自ら購入した土地であることを証明する。
6. 用地範囲に係る証拠
7. 広西邕寧県計画委員会による被告の工場などの建設に対する批准書類
8. 広西科技情報研究所の検索中心による広西及び全国における砂糖工設立状況(被告は砂糖製造設備会社である)
9. 出願日前に購入した被疑侵害品の製造に必要とされる設備及び原材料の領収書
10. 被告による出願日前に被疑侵害品の製造に係る生産能力に関する説明



判例3

◆ 裁判所の判断

- 被上訴人は、設計の能力に基づき、生産したことではなく、注文により、生産量を決定することは、経済法則と企業管理要求に合致している。
- 出願日前の実際の年産量を従来範囲とすれば、厳し過ぎで、先使用権者の合法的利益を守ることができない。
- 被上訴人(被告)は、出願日前に被疑侵害製品を製造できる設備を持っていることを既に証明した。
- 被上訴人は、基本の設備能力で、推算・評価した possible の生産能力は、客観且つ合理である。上訴人は、反対の証拠を提出できない。
- 被上訴人の証拠における合理的な部分について、先使用権の実施範囲を確定する。



3 先使用权の確保の必要な証拠

➤ 留意点

- ◆ できるだけ多くの資料、多種類の資料を保留する — 証拠チェーン
- ◆ 完成日付、作成者、合法的出所などを記載する
- ◆ 先使用技術が明確に判断できるように注意する
- ◆ 証拠効力の考慮から、公証制度、タイムスタンプ制度などを利用する
- ◆ 増加された生産規模に対しても、新に証拠保全をする



II 先使用権証拠の確保について

1. 中国の公証制度

1.1 公証制度の概念

国家司法制度の重要な構成部分で、公証機関が自然人、法人又はその他の組織による申請に応じて、法定手続きに基づき、民事法律行為、法的意義を有する事実と文書の真実性、合法性について証明する活動を指す。その特徴は、特殊な証明活動で、非訴訟司法活動である。

1.2 公証制度の基本原則

真実原則、合法原則、回避原則、守秘原則、中文と民族文字使用原則等



1.3 法律・法規現状

主に次のとおりである。

法律:「中華人民共和國公証法」

(全人大會常務會採択、2006年3月1日実施)

法規:「公証手續規則」(司法部採択、2006年7月1日実施)

「公証機關執業管理弁法」(司法部部務會採択、2006年3月1日実施)

「公証人執業管理弁法」(司法部部務會議採択、2006年3月14日実施)





1.4 公証人、公証機関、効力など

★ 公証人の条件

- ①国籍：中国国籍を有する中国公民
- ②年齢：満25歳～満65歳
- ③人徳：公正、真面目、法律規定遵守、品行良好
- ④業務条件：

国家司法試験に合格し、且つ公証機関で2年以上実習、又は3年以上のその他法律職業の経歴、且つ公証機関で1年以上実習

そのほか、法学教学、研究業務に従事しており、高級肩書の人員又は本科以上の学歴、又は裁判・検察・法制業務・法律役務に従事し、満10年になる公務員及び弁護士、且つすでに元の勤務場所を離れた人員。



★ 中国公証機関の性質

すでに失効された「中華人民共和国公証暫行条例」(1982年)において、「公証処は国家公証機関であり、国家機関に属する。」と規定していた。

現行の「公証法」においては、上記の規定を取り消したものの、公証機関の性質について明確に規定していない。

実務において、公証機関は、通常、事業団体の性質を有する行政機関傘下の機関としてみなされている。即ち、半民半官状態である。



★ 中国公証機関の規模

2010年12月末まで、全国の公証機関の数は、3007社ある。
公証人を含め、公証機関で勤務する従業員は、2万人いる。
毎年、公証書発行数は、1000万件ある。

★ 中国での代表的な公証機関

北京市方円公証処、長安公証処、上海東方公証処、広東省広州市南方公証処
広東省深セン市深セン公証処など。



★ 公証業務の範囲

公証法第11条によれば、公証機関は、契約、承継、委託、声明、贈与、遺言、婚姻情況、親族関係、出生、死亡、複写と原本の一致性、証拠保全などの公証事項を取り扱うことができる。

公証法12条によれば、公証機関は、法律・法規が規定された公証により登録必要な事務、遺産、又はその他の公証事項と関係する財産、書類を保管する事務を取り扱うことができる。

実務において、各公証処は、証拠保全、強制執行力を有する債権文書公証、夫妻財産公証などを特殊な公証として扱う。先使用権のような公証は、証拠保全の一種類である。



★ 公証の効力

① 証拠効力(公証法第36条、民事訴訟法第67条)

法により手続を経て公証で証明された法律行為、法律事実及び書類は、人民法院は、事実を確定する根拠としなければならない。但し、公証による証明を覆すに足りる反証のある場合には、この限りでない。

② 強制執行力(公証法37条、民事訴訟法第214条1項)

公証機関が法により強制執行の効力を付与した債権書類について、当事者の一方が履行しない場合には、相手方当事者は、管轄権を有する人民法院に執行請求することができる。請求を受けた人民法院は執行しなければならない。

③ 法律行為成立要件効力

法律規定により、公証を経てこそ効力を発効する事項、
双方約定、国際慣例



★ 公証手続き

公証申請表の記入、関連書類提出必要である。

★ 公証代理

委託代理人は授權委任状を提出すべきである。

★ 公証の管轄(公証法第25条)

申請者の住所地、通常居住地、行為地又は事実発生地
当該申請が不動産に係る公証の場合、不動産の所在地



★ 公証の救済

①公証証書の再審査(公証法第39条)

当事者、公証事項の利害関係者は、公証書がミスを含むと認める場合、公証書を発行する公証機関へ再審査を請求することができる。

②公証証書内容争議(公証法第40条)

当事者、公証事項の利害関係者は、公証書の内容に対し争議を有する場合、裁判所へ民事訴訟を提起することができる。



★ 公証費用納付制度

全国の基準と地方の基準がある。

国家発展計画委員会、司法部が1998年5月6日に聯合発布した「公証服務基準の調整に関する通知」に基づき、全国の費用納付基準を規定した。また、同通知において、各省市は、本地区の実際情況に応じて、10%を上・下回らない幅以内で、本地区の費用基準を確定することができると規定した。



1.5 中日公証制度間の比較

	立法	公証機関の性質	公証人資格	業務範囲
中国	1951年、遅い	半民半官	類似	類似
日本	1886年、早い	実質上の公務員 法務局に属す。 公証人法第10条	類似	類似



1.6 公証による先使用权の確保

★ 先使用权証拠保全に関する公証の流れ

ステップ1 代理人と事前打ち合わせ

依頼者と事前に打合せを行い、公証必要な書類、技術内容、設備状況を把握する。

ステップ2 先使用权証明資料の用意

技術開発関連、発明完成関連、事業準備関連、事業開始関連などの書類が挙げられる。

ステップ3 公証機関の選定

幾つかの公証処を調査し、実力を有する公証処を選ぶ。



LINDA LIU GROUP

ステップ4 公証申請必要書類の準備

公証機関の要求どおり、提出すべき申請書類を準備する。

ステップ5 公証機関へ公証の申請及び情況説明

公証人と事前に打合せを行い、公証内容を説明する。説明後、正式に公証手続きを申請する。

ステップ6 必要に応じて、公証人を案内して工場見学

公証機関に公証の内容を十分に理解させるため、技術者による説明を行い、公証人と共に製造ラインを見学する。

ステップ7 公証の実施

公証実施において、製造ラインに対して撮影し、DVDを作成する。また、製造実施情況、製造規模等を示す資料等を封入し、工場でダンボールに詰めて、封印する。

ステップ8 公証書の発行



1.7 公証により先使用权を確保する留意事項

★ 先使用权証拠の把握に関して

前の部分の先使用权証拠をご参照。

★ 公証機関の選定に関して

公証機関の管轄範囲の規定により、現地の公証機関に依頼する。

公証機関が先使用証拠保全の経験が少ない。

事前に説明し、具体的なやり方を検討必要。

先使用权の要件を満たすため、弁護士及び弁理士の立会い。



★ 公証の時期に関して

出来るだけ、早めに実施。

他人の特許出願日前に先使用権を公証しなければ、特許侵害になる。

生産規模が拡大する

補足して先使用権公証を行う必要がある。

★ 公証された資料の保管に関して

技術書類、実物、設備と生産ラインを撮影したDVDなどの証拠が多い。

公証機関と相談して、自己保管可能。

消滅、湿気、防火、秘密保持、封印脱落などが要注意



2 タイムスタンプ

2.1 タイムスタンプの概念と特徴

概念:

第三者が電子データに対して、国家法定タイム源のタイムを利用し、正確なタイム情報を付与し、その時点での電子データの存在証明と非改ざん証明を行うことを指す。

特徴:

不可否認性と不可否定性、秘密保持性、操作の簡単性



2.2 タイムスタンプの法律現状

「中華人民共和国電子署名法」

2004年8月28日、第10回全人大常委会に採択され、2005年4月1日から実施

最高裁判所等による「死刑事件の審査における審査判断証拠の若干の問題に関する規定」法発[2010]20号

2.3 タイムスタンプ機構紹介

北京聯合信任タイムスタンプ服務中心

<http://www.tsa.cn>

中国科学院国家授時中心

北京聯合信任技術服務有限公司

} 第三方機構

証拠確定システム、著作権保護システム、企業知的財産権保護システム



2.4 知的財産におけるタイムスタンプの応用

★ 証拠確定化における応用

深セン市龍崗区裁判所は、証拠確定システムを利用し、2008年11月の「利龍湖」事件に応用された。当該事件は、中国内の最初のタイムスタンプ技術が司法応用事例である。

★ 著作権保護への応用

調査によれば、多くの版權機関、版權協会は、著作権保護システムを利用して、著作権保護の業務を取り扱っている。

★ 企業知的財産権保護における応用

医療企業は、このシステムを利用して、病人ファイルを管理している。



2.5 先使用权の証拠確保におけるタイムスタンプの利用状況

★ 日本におけるタイムスタンプの利用

日本では、特許庁が2006年6月に策定した先使用权制度のガイドラインでは、先使用权を立証するための具体的な手法の1つとして、タイムスタンプを紹介していた。

★ 韓国におけるタイムスタンプの利用

韓国特許庁は、2010年 10月18日から傘下機関である韓国特許情報院を通じて、企業や個人が営業秘密として管理している電子文書について電子指紋を用いて「存在証明サービス」を提供予定。

このサービスでは、利用者が技術情報など営業秘密の資料(電子文書)から抽出した電子指紋を韓国特許情報院に送信すれば、韓国特許情報院からタイムスタンプが発給される。上記の目的について、先発明主義国への出願の際や、先使用による通常実施権を得る場合、冒認出願への対応などにも、利用が想定されている。



2.6 中国における先使用权証明のタイムスタンプ利用の可能性

- ★ 証拠の法律証明能力
法律において、電子証拠の法律効力が明確にされた。
- ★ 操作の可能性
パソコン、インターネットを利用できれば、OK
- ★ 判例において、タイムスタンプ証拠を裁判所に認定された。



企業知的財産保護システム



联合信任
WWW.TSA.CN

TSA™ 企业知识产权保护系统



widesky_110@163.com 欢迎您!

客服中心 | 返回首页



系 统 公 告

- 重要通知：关于用户使用IE...
- 关于闰秒暂停时间戳服务的重...
- TSA企业知识产权保护整体...
- 时间戳申请成功后操作
- 我中心提供的可信时间戳在法...
- TSA企业知识产权保护系统...
- TSA企业知识产权保护系统...
- 通过TSA企业知识产权保护...

已保护文件 [更多>>](#)

- 时间戳服务+建设费报价.doc
- 未知
- 1455402_1.jpg
- tsa时间戳版权保护.ppt
- 未知
- 未知
- 新建 文本文档 (2).txt
- 未知
- 未知
- 未知

系统菜单

帐户情况

申请时间戳

验证时间戳

已保护文件

员工信息管理

修改密码

注销登录

申请时间戳

系统使用需知：

在第一次使用本系统时，请务必安装时间戳安全控件，成功安装后刷新页面，否则系统将不能为您提供服务。

时间戳
安全控件

点击安装

选择需要保护的文件： *

文件类型： *

申请人信息：公司名称：北京联合信任技术服务有限公司

组织机构代码：78020234-X

* 如有错误请与管理员联系

文件内容描述： *

共可输入500字，还剩 字。

点击申请时间戳

用户指南 [更多>>](#)

- TSA企业知识产权保护...
- TSA企业知识产权保护...
- 时间戳申请成功后操作
- 通过TSA企业知识产权...
- TSA企业知识产权保护...



タイムスタンプ
証明書
(書類)



时间戳证书
Time Stamp Certificate

时间认证机构：国家授时中心
时间戳公钥证书序列号：01 0b 39 5c c7 67 88 6b 49 87 f0 49 e4 55 c8 01
时间戳公钥证书标识：China TSA , China Time-Stamp Authority

申请人：北京林达刘知识产权代理事务所
证件类型：组织机构代码证
证件号码：75263118-X

文件名称：真贋製品対比图 (CN) 2009-09-03.doc最终版.doc
签发时间：2011-01-25 13:45:22
指纹算法：SHA-1
数字指纹：6D45E24436E76E58B84F330C2AEF8733A143BF96 (时间戳认证码)
内容简述：
该文件为侵权诉讼用真贋图片对比图



声明：
使用申请时间戳时的电子文件，通过登陆时间戳服务中心官方网站 (www.tsa.cn)
或将电子文件提交时间戳中心授权验证机构可对时间戳证书有效性进行验证。



タイムスタンプ 証明書 (ダンスの映像)

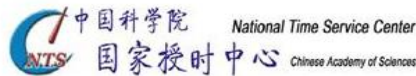


时间戳证书 Time Stamp Certificate

时间认证机构：国家授时中心
时间戳公钥证书序列号：01 0b 39 5c c7 67 88 6b 49 87 f0 49 e4 55 c8 01
时间戳公钥证书标识：China TSA , China Time-Stamp Authority

申请人：北京林达刘知识产权代理事务所
证件类型：组织机构代码证
证件号码：75263118-X

文件名称：舞蹈.MPG
签发时间：2011-01-25 14:10:40
指纹算法：SHA-1
数字指纹：9FE2D8ACF4C0995706FFAF09C56017123879FA5F (时间戳认证码)
内容简述：
该文件为法务部舞蹈



声明：
使用申请时间戳时的电子文件，通过登陆时间戳服务中心官方网站 (www.tsa.cn) 或将电子文件提交时间戳中心授权验证机构可对时间戳证书有效性进行验证。



ご清聴ありがとうございます！